

倉敷看護専門学校学則

平成 16 年 12 月 27 日
規 則 第 1 号

倉敷看護専門学校学則(昭和 63 年 2 月 17 日規則第1号)の全部を改正する。

| | | | | | | | | |
|----|---------|-----|------|---------|---------|-----|------|---------|
| 改正 | 平成 19 年 | 2 月 | 7 日 | 規則第 1 号 | 平成 22 年 | 3 月 | 25 日 | 規則第 1 号 |
| | 平成 20 年 | 7 月 | 11 日 | 規則第 1 号 | 平成 23 年 | 3 月 | 24 日 | 規則第 1 号 |
| | 平成 20 年 | 8 月 | 21 日 | 規則第 2 号 | 平成 27 年 | 5 月 | 28 日 | 規則第 1 号 |
| | 平成 21 年 | 2 月 | 6 日 | 規則第 1 号 | 平成 28 年 | 3 月 | 24 日 | 規則第 1 号 |
| | 平成 21 年 | 9 月 | 4 日 | 規則第 2 号 | | | | |

第1章 総則

(目的)

第 1 条 本校は、教育基本法(昭和 22 年法律第 25 号)、学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)及び保健師助産師看護師法(昭和 23 年法律 第 203 号)に基づいて看護専門課程を置き、看護師に必要な専門的知識、技術を修得させ、医療の新しい変化に対応できる高い資質と豊かな人間性を養い地域社会に貢献しうる人材を育成することを目的とする。

(名称)

第 2 条 本校は、倉敷看護専門学校という。

(位置)

第 3 条 本校は、岡山県倉敷市粒浦 80 番 1 に置く。

第2章 学科、課程、学生定員及び修業年限

(学科等)

第 4 条 本校の学科、課程、学生定員及び修業年限は、次のとおり定める。

| 学 科 | 課 程 | 学 生 定 員 | | 修 業 年 限 |
|------|---------------|--------------|---------------|---------|
| | | 入 学 定 員 | 総 定 員 | |
| 看護学科 | 3年課程 (全日制) | 40名 (1学級) | 120名 (3学級) | 3年 |
| 看護学科 | 2年課程 (全日制) | 40名 (1学級) | 80名 (2学級) | 2年 |

2 本校の在学年数の限度は、それぞれの課程の修業年限の2倍の年数とする。

第3章 年次、学期及び休業日

(年次)

第5条 年次は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第6条 学期は、2学期に分け、次のとおりとする。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第7条 本校の休業日は、次の各号に掲げる日とする。

(1) 日曜日及び土曜日

(2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

(3) 夏季休業 7月26日から8月31日まで

(4) 冬季休業 12月25日から翌年1月7日まで

(5) 春季休業 3月25日から4月6日まで

2 前項の規定にかかわらず、校長は臨時に休業日を設定、又は休業日を変更することができる。

3 校長は、休業日の期間中においても必要な場合においては、実習その他授業を開講することができる。

第4章 入学及び転入学

(入学資格)

第8条 本校に入学することができる者は、次に該当する者とする。

(1) 3年課程 学校教育法第90条第1項に規定する者

(2) 2年課程 准看護師免許の取得後3年以上その業務に従事した准看護師又は学校教育法第90条第1項に規定する者であって准看護師であるもの

(出願手続)

第9条 本校に入学を希望する者は、入学願書と受験料を添えて校長に願出しなければならない。

(入学の選考)

第 10 条 入学試験は、次の方法による。

(3) 学科試験

(4) 面接試験

2 入学の選考は、校長が別に定める。

(入学手続等)

第 11 条 入学試験に合格した者は、指定の期日までに保証人と連署した誓約書その他必要書類と入学金を添えて、校長に提出し、かつ、校長が指定する入学期日に出席しなければならない。

2 特別の事情により前項の期日までに入学に必要な手続きを終えることができない者は、あらかじめその旨を校長に届け出て必要な指示を受けなければならない。

3 校長は、第 1 項の入学手続を終えた者に入学を許可する。

(保証人)

第 12 条 保証人は、独立の生計を営む成年者で、学校に対して当該学生に関する一切の責任を負うことができる者でなければならない。

(入学許可の取消し)

第 13 条 校長は、第 11 条第 3 項の規定による許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、同項の許可を取り消すことができる。

(1) 不正の手段により第 11 条第 3 項の規定による許可を受けた者

(2) 前号に掲げる者のほか、校長の指示に従わない等の理由により校長が入学させることを不相当と認めた者

(転入学)

第 14 条 校長は、本校に転入学を希望する学生があるときは、欠員がある場合に限り、かつ、その学生が現に在学する学校又は養成所の授業科目及び単位数並びに本人の履修状況が本学と同等以上のとき、選考のうえ許可することができる。

第 5 章 出席、欠席、休学、退学及び転学等

(出席)

第 15 条 学生は、出席日数の 3 分の 2 以上出席しなければならない。

(欠席)

第 16 条 学生が傷病その他やむを得ない理由により欠席するときは、その理由を明記し、速やかに校長に届けなければならない。この場合において、欠席が 7 日以上にわたり、その理由が傷病によるときは医師の診断書を添えて届け出なければならない。

(休学)

第 17 条 学生が傷病その他やむを得ない理由により休学しようとするときはその理由を明記し、保証人との連署をもって校長に願い出て、その許可を受けなければならない。この場合において、その理由が傷病によるときは、医師の診断書を添えなければならない。

2 休学の期間は、1 か年以内とする。ただし、校長が引き続き休学させる必要があると認めるときは、その期間を延長することができる。

3 休学の期間は、通算して 2 年を超えることができない。

4 休学の期間は、在学の期間に算入しない。

(復学)

第 18 条 休学中の学生が復学しようとするときは、復学願を校長に提出し、その許可を受けなければならない。この場合において、その理由が傷病によるときは、医師の診断書を添えなければならない。

(出席停止)

第 19 条 校長は、病気その他必要があると認めるときは、学生に出席停止を命ずることができる。

(忌引)

第 20 条 校長は、学生が親族の死亡により忌引休を願い出たときは、内規に定めるところによりこれを許可することができる。

(身上事項の異動の届出)

第 21 条 学生は、本人及び保証人の氏名、住所の変更その他身上に異動があったときは、校長に届け出なければならない。

(退学)

第 22 条 学生は、退学しようとするときは、退学願を校長に提出し、その許可を受けなければならない。

2 校長は、次の各号のいずれかに該当する学生を退学させることができる。

- (1) 病気その他の理由により修学の見込みがなくなった者
- (2) 第 17 条第 3 項に定める休学の期間を超えてなお修学できない者
- (3) 第 4 条第 2 項に規定する期間内に卒業することができない者
- (4) 正当な理由がなく授業料その他の納付金を滞納し、かつ、督促期限内に納入しない者

(転学)

第 23 条 学生が転学しようとするときは、その理由を明記し、校長に願い出て許可を受けなければならない。

第 6 章 教育課程及び単位数

(教育課程)

第 24 条 本校の教育課程は、別表 1 及び別表 2 のとおりとする。

(単位の計算方法)

第 25 条 各授業科目の単位数は、1 単位を 45 時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、次の基準により計算するものとする。

- (1) 1 単位の授業時間数は、講義及び演習については、15 時間から 30 時間、実験、実習及び実技については 30 時間から 45 時間の範囲で定める。
- (2) 臨地実習については、1 単位を 45 時間の実習をもって構成する。

第 7 章 成績評価、単位及び卒業の認定

(成績評価)

第 26 条 授業科目の成績は、授業科目毎に 100 点満点とし、優(80 点以上)、良(70 点以上 80 点未満)、可(60 点以上 70 点未満)、不可(60 点未満)で表示し、可以上を合格とする。

(単位の取得認定)

第 27 条 校長は、授業科目の出席すべき時間数の 3 分の 2 以上出席し、その試験に合格した者に単位の取得を認定する。

(入学前の既修単位の認定)

第 28 条 放送大学やその他の大学若しくは高等専門学校又は次の各号の資格に係る学校若しくは養成所で、保健師助産師看護師学校養成所指定規

則（昭和 26 年厚生省令第 1 号）別表第 3 及び第 3 の 2 に規定されている教育内容と同一内容の科目を履修した者が、既に修得した単位の認定を申請したときは、校長は、学習内容を審査した上で本校における教育内容に相当すると認められる場合には、総取得単位数の 2 分の 1 を超えない範囲で単位を認定することができる。

- (1) 歯科衛生士
- (2) 診療放射線技師
- (3) 臨床検査技師
- (4) 理学療法士
- (5) 作業療法士
- (6) 視能訓練士
- (7) 臨床工学技士
- (8) 義肢装具士
- (9) 救急救命士
- (10) 言語聴覚士

2 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和 62 年法律第 30 号）第 39 条第 1 号の規定に該当する者で本校に入学した者が、既に修得した単位の認定を申請したときは、校長は、学習内容を審査した上で本校における教育内容に相当すると認められる場合には、社会福祉士及び介護福祉士法施行規則等の一部を改正する省令（平成 20 年厚生労働省令第 42 号）による改正前の社会福祉士介護福祉士学校養成施設指定規則（昭和 62 年厚生省令第 50 号）別表第 4 に定める基礎分野又は社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則別表第 4 若しくは社会福祉士介護福祉士学校指定規則（平成 20 年文部科学省・厚生労働省令第 2 号）別表第 4 に定める「人間と社会」の領域に限り単位を認定することができる。

（卒業の基準及び認定）

第 29 条 在学年数が、次に定める在学年数以上で、かつ、次に定める単位数を修得した者については、運営委員会の議を経て、校長が卒業を認定する。

| 学 科 | 課 程 | 在 学 年 数 | 修 得 単 位 数 |
|------|---------------|---------|-----------|
| 看護学科 | 3年課程 (全日制) | 3年 | 98単位 |
| 看護学科 | 2年課程 (全日制) | 2年 | 69単位 |

(専門士の称号及び卒業証書の授与)

第 30 条 校長は、本校の教育課程を修了した者に、専修学校の専門課程の修了者に対する専門士の称号の付与に関する規程(平成 6 年文部省告示第 84 号)により、専門士の称号を授与し、卒業の認定をした学生に対し、卒業証書を授与する。

第8章 教職員組織及び職務

(教職員)

第 31 条 本校に次の教職員を置く。

- (1) 校長 1名
- (2) 副校長 2名以内
- (3) 教育主事 1名
- (4) 教務科長 3年課程 1名, 2年課程 1名
- (5) 教務主任 3年課程 1名以内, 2年課程 1名以内
- (6) 実習調整者 3年課程 1名, 2年課程 1名
- (7) 専任教員 3年課程 8名以上, 2年課程 5名以上(両課程とも教務科長, 教務主任及び実習調整者を含む。)
- (8) 実習指導教員 若干名
- (9) 健康管理医 1名
- (10) 非常勤講師 50名以上
- (11) 事務職員 若干名
- (12) その他の職員

2 教職員の校務分掌は、校長が別に定める。

第9章 健康管理

(健康管理)

第 32 条 校長は、学生に対して、毎年、定期健康診断を行う。ただし、特に必要があると認めたときは、臨時に健康診断を行うことができる。

第10章 授業料その他

(納付金)

第 33 条 本校の納付金は、受験料、入学金、授業料、施設整備費、実験実習費、再試験料及び証明手数料とし、その額は別表 3 のとおりとする。

2 学生が在学中は、出席の有無にかかわらず授業料その他の納付金を指定の期日までに納入しなければならない。

3 休学が前期又は後期の全期間にわたる場合は、当該期分の施設整備費及び実験実習費の 3 分の 1 に相当する額を指定の期日までに納入しなければならない。

4 転入学した場合は、転入学許可の日の属する月から転入学許可の日の属する期の最後の月までの授業料、施設整備費及び実験実習費を、月割計算により納入しなければならない。

5 既に納入した授業料その他の納付金は、理由のいかんにかかわらず返還しない。

6 校長は、特に必要があると認めるときは、授業料等の減免又は徴収の猶予をすることができる。

第11章 賞罰

(表彰)

第 34 条 校長は、学業成績等が優秀な学生を表彰することができる。

2 表彰に関する規程は、校長が別に定める。

(懲戒)

第 35 条 校長は、次の各号のいずれかに該当する学生を懲戒することができる。

(1) 正当な理由がなくて出席が常でない者

(2) 学校の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

2 懲戒は、訓告、停学及び退学とする。

第12章 運営組織

(会議)

第 36 条 学校に、学校の円滑なる運営と教育内容の充実を図るため、会議を置く。

2 会議の種類，組織及び運営等に関し必要な事項は，校長が別に定める。

第13章 雑則

(委任)

第 37 条 校長は，この学則に基づいて，その他規程，細則を定めることができる。

附 則

(施行期日)

1 この規則は，平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日前において入学を許可され，現に在学する者は，改正後の第 15 条，第 27 条，第 29 条及び第 33 条の規定にかかわらず，なお従前の例による。

附 則(平成 19 年 2 月 7 日規則第 1 号)

この規則は，平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 20 年 7 月 11 日規則第 1 号)

この規則は，平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 20 年 8 月 21 日規則第 2 号)

この規則は，平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 21 年 2 月 6 日規則第 1 号)

この規則は，平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 21 年 9 月 4 日規則第 1 号)

この規則は，平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 22 年 3 月 25 日規則第 1 号)

この規則は，平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 23 年 3 月 24 日規則第 1 号)

この規則は，平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 27 年 5 月 28 日規則第 1 号)

(施行期日)

1 この規則は，平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日前において入学を許可され、現に在学する者は、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成 28 年 3 月 24 日規則第 1 号)

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

別表1 (第24条関係)
教育課程及び単位数等
1 3年課程

| 領域 | 授 業 科 目 | 単位数 | 時間数 |
|------------------|-------------------------|-----|-----|
| 基礎分野 | 論理学 | 1 | 30 |
| | 発達心理学 | 1 | 30 |
| | 臨床心理学 | 1 | 15 |
| | 社会学 | 1 | 30 |
| | 情報科学 | 1 | 45 |
| | 生物学 | 1 | 30 |
| | 人間関係論 | 1 | 30 |
| | 教育学 | 1 | 30 |
| | 倫理学 | 1 | 30 |
| | 保健体育Ⅰ(運動と健康) | 1 | 15 |
| | 保健体育Ⅱ(実技) | 1 | 30 |
| | 英語Ⅰ(英会話) | 1 | 30 |
| | 英語Ⅱ(医学英語) | 1 | 15 |
| | 小 計 | 13 | 360 |
| 専門基礎 | 人体の構造と機能Ⅰ(身体の構造) | 1 | 30 |
| | 人体の構造と機能Ⅱ(呼吸・循環・血液) | 1 | 30 |
| | 人体の構造と機能Ⅲ(消化・吸収) | 1 | 30 |
| | 人体の構造と機能Ⅳ(ホメオスタシス) | 1 | 30 |
| | 人体の構造と機能Ⅴ(知覚・認識・運動) | 1 | 30 |
| | 生化学(栄養学を含む) | 1 | 30 |
| | 病理学総論 | 1 | 30 |
| | 疾病論Ⅰ(微生物・感染症) | 1 | 30 |
| | 疾病論Ⅱ(呼吸・循環・血液) | 1 | 30 |
| | 疾病論Ⅲ(消化器・内分泌) | 1 | 30 |
| | 疾病論Ⅳ(脳神経・運動器) | 1 | 30 |
| | 疾病論Ⅴ(腎臓・女性生殖・感覚器) | 1 | 30 |
| | 治療論Ⅰ(薬理学) | 1 | 30 |
| | 治療論Ⅱ(放射線・手術・救急) | 1 | 30 |
| | 治療論Ⅲ(リハビリテーション) | 1 | 15 |
| | 公衆衛生 | 1 | 30 |
| | 社会福祉 | 2 | 30 |
| | 関係法規 | 2 | 30 |
| | 総合医療論 | 1 | 15 |
| 小 計 | 21 | 540 | |
| 専門基礎 | 看護学概論Ⅰ(概論・歴史・理論) | 2 | 60 |
| | 看護学概論Ⅱ(研究) | 1 | 30 |
| | 基礎看護学方法論Ⅰ(共通技術) | 1 | 30 |
| | 基礎看護学方法論Ⅱ(日常生活援助技術(1)) | 1 | 30 |
| | 基礎看護学方法論Ⅲ(日常生活援助技術(2)) | 1 | 30 |
| | 基礎看護学方法論Ⅳ(日常生活援助技術(3)) | 1 | 30 |
| | 基礎看護学方法論Ⅴ(診療時の援助) | 1 | 30 |
| | 基礎看護学方法論Ⅵ(経過・治療・処置・症状別) | 1 | 30 |
| | 基礎看護学方法論Ⅶ(看護過程) | 1 | 30 |
| | 基礎看護学実習Ⅰ(日常生活援助) | 1 | 45 |
| 基礎看護学実習Ⅱ(看護過程展開) | 2 | 90 | |
| 小 計 | 13 | 435 | |

| 領域 | 授 業 科 目 | 単位数 | 時間数 |
|---------------------|------------------------|--------|-------|
| 専門看護学 | 成人看護学概論Ⅰ(概論) | 1 | 15 |
| | 成人看護学概論Ⅱ(保健) | 1 | 30 |
| | 成人看護学方法論Ⅰ(呼吸・感染) | 1 | 30 |
| | 成人看護学方法論Ⅱ(循環・血液) | 1 | 30 |
| | 成人看護学方法論Ⅲ(消化器) | 1 | 30 |
| | 成人看護学方法論Ⅳ(脳・運動器) | 1 | 30 |
| | 成人看護学方法論Ⅴ(腎臓・女性生殖・内分泌) | 1 | 30 |
| | 老年看護学概論Ⅰ(概論) | 1 | 15 |
| | 老年看護学概論Ⅱ(保健) | 1 | 30 |
| | 老年看護学方法論Ⅰ(主な疾患) | 1 | 15 |
| 老年看護学方法論Ⅱ(症状・疾患別看護) | 1 | 30 | |
| 小児看護学 | 小児看護学概論Ⅰ(概論) | 1 | 15 |
| | 小児看護学概論Ⅱ(保健) | 1 | 30 |
| | 小児看護学方法論Ⅰ(主な疾患) | 1 | 15 |
| | 小児看護学方法論Ⅱ(症状・疾患別看護) | 1 | 30 |
| 母性看護学 | 母性看護学概論Ⅰ(概論・保健) | 1 | 15 |
| | 母性看護学概論Ⅱ(各期の看護過程) | 1 | 15 |
| | 母性看護学方法論Ⅰ(各期の生理・異常) | 1 | 15 |
| | 母性看護学方法論Ⅱ(各期の看護) | 1 | 45 |
| | 精神看護学概論Ⅰ(概論) | 1 | 15 |
| 精神看護学概論Ⅱ(保健) | 1 | 30 | |
| 精神看護学方法論Ⅰ(主な疾患) | 1 | 15 | |
| 精神看護学方法論Ⅱ(症状・疾患別看護) | 1 | 30 | |
| II 臨地実習 | 成人看護学実習Ⅰ(急性期) | 2 | 90 |
| | 成人看護学実習Ⅱ(回復期) | 2 | 90 |
| | 成人看護学実習Ⅲ(慢性期) | 2 | 90 |
| | 老年看護学実習Ⅰ(病棟) | 2 | 90 |
| | 老年看護学実習Ⅱ(各施設) | 2 | 90 |
| | 小児看護学実習 | 2 | 90 |
| | 母性看護学実習 | 2 | 90 |
| | 精神看護学実習 | 2 | 90 |
| | 小 計 | 39 | 1,275 |
| | 統合分野 | 在宅看護概論 | 2 |
| 在宅看護方法論Ⅰ(ケアマネジメント) | | 1 | 30 |
| 在宅看護方法論Ⅱ(援助技術) | | 1 | 30 |
| 看護マネジメント | | 1 | 30 |
| 医療安全 | | 1 | 30 |
| 災害と国際看護 | | 1 | 30 |
| 看護技術の総合評価 | | 1 | 30 |
| 在宅看護論実習 | | 2 | 90 |
| 看護の統合と実践実習 | 2 | 90 | |
| 小 計 | 12 | 405 | |
| 総 計 | 98 | 3,015 | |

別表2(第24条関係)
教育課程及び単位数等
1 2年課程

| 領域 | 授 業 科 目 | 単位数 | 時間数 | |
|----------|-------------------------------------------------------------------------|---------------------------|-----|----|
| 基礎分野 | の科学的 基盤 的思考 | 論理学 | 1 | 30 |
| | | 情報科学 | 1 | 45 |
| | | 生物学 | 1 | 30 |
| | 社会と 人間の 生活解 | 心理学 | 1 | 30 |
| | | 人間関係論 | 1 | 45 |
| | | 英語 | 1 | 30 |
| | | 保健体育 | 1 | 30 |
| | レクリエーション | 1 | 15 | |
| 小 計 | | 8 | 255 | |
| 専門基礎分野 | 成 人 体 の 構 造 と 回 機 能 の 疾 病 進 展 | 生化学 | 1 | 30 |
| | | 薬理学 | 1 | 30 |
| | | 微生物学 | 1 | 15 |
| | | 病態生理学Ⅰ(病理学) | 1 | 15 |
| | | 病態生理学Ⅱ(循環・血液, 内分泌) | 1 | 30 |
| | | 病態生理学Ⅲ(呼吸, 免疫) | 1 | 30 |
| | | 病態生理学Ⅳ(運動器, 腎・泌尿器, 女性生殖器) | 1 | 30 |
| | | 病態生理学Ⅴ(消化器) | 1 | 30 |
| | 病態生理学Ⅵ(脳神経) | 1 | 30 | |
| | 病態生理学Ⅶ(耳鼻咽喉, 歯・口腔, 皮膚) | 1 | 15 | |
| | 社会 健康 保 障 支 援 制 度 | 公衆衛生学 | 1 | 30 |
| | | 社会福祉論 | 2 | 45 |
| | | 関係法規 | 1 | 15 |
| 小 計 | | 14 | 345 | |
| 専門基礎看護学Ⅰ | 基礎看護学 | 看護学概論Ⅰ(概論, 理論, 倫理) | 1 | 30 |
| | | 看護学概論Ⅱ(看護研究) | 1 | 45 |
| | | 基礎看護学方法論Ⅰ(共通技術, 一次救命法) | 1 | 30 |
| | | 基礎看護学方法論Ⅱ(看護過程) | 1 | 45 |
| | | 基礎看護学方法論Ⅲ(日常生活援助技術) | 1 | 45 |
| | | 基礎看護学方法論Ⅳ(臨床看護総論) | 2 | 45 |
| | 実臨習地 | 基礎看護学実習(慢性期) | 2 | 90 |
| 小 計 | | 9 | 330 | |

| 領域 | 授 業 科 目 | 単位数 | 時間数 | | |
|------------|----------------------|---------------------------|---------------------------|----|----|
| 専門分野Ⅱ | 成人看護学 | 成人看護学概論(概論, 保健) | 1 | 30 | |
| | | 成人看護学方法論Ⅰ(呼吸・免疫, 循環, 消化器) | 2 | 45 | |
| | | 成人看護学方法論Ⅱ(血液, リンパ) | 2 | 45 | |
| | | 老年看護学 | 老年看護学概論(概論, 保健) | 1 | 30 |
| | | | 老年看護学方法論Ⅰ(援助技術) | 1 | 15 |
| | | | 老年看護学方法論Ⅱ(脳神経, 運動器, リハビリ) | 1 | 30 |
| | 小児看護学 | 小児看護学概論(概論, 保健) | 1 | 30 | |
| | | 小児看護学方法論Ⅰ(疾患・治療) | 1 | 30 | |
| | | 小児看護学方法論Ⅱ(援助技術) | 1 | 30 | |
| | 母性看護学 | 母性看護学概論(概論, 技術) | 1 | 30 | |
| | | 母性看護学方法論Ⅰ(正常・異常周産期) | 1 | 30 | |
| | | 母性看護学方法論Ⅱ(妊婦・分娩・産褥, 新生児) | 1 | 30 | |
| | | 精神看護学 | 精神看護学概論(概論, 保健) | 1 | 30 |
| | 精神看護学方法論Ⅰ(疾患・治療) | | 1 | 30 | |
| | 精神看護学方法論Ⅱ(病院・施設・在宅) | | 1 | 30 | |
| 臨地実習 | 成人看護学実習(急性期・回復期・終末期) | | 2 | 90 | |
| | 老年看護学実習 | 2 | 90 | | |
| | 小児看護学実習 | 2 | 90 | | |
| | 母性看護学実習 | 2 | 90 | | |
| | 精神看護学実習 | 2 | 90 | | |
| 小 計 | | 27 | 915 | | |
| 統合分野 | 在宅看護論 | 在宅看護論概論(概論, 保健) | 1 | 30 | |
| | | 在宅看護論方法論Ⅰ(援助技術) | 1 | 30 | |
| | | 在宅看護論方法論Ⅱ(障害者, 終末期看護) | 1 | 15 | |
| | 看護の統合と実践 | 看護マネジメント | 1 | 15 | |
| | | 医療安全 | 1 | 30 | |
| | | 災害と国際看護 | 1 | 15 | |
| | | 看護技術の総合評価 | 1 | 30 | |
| | 臨地実習 | 在宅看護論実習 | 2 | 90 | |
| 看護の統合と実践実習 | | 2 | 90 | | |
| 小 計 | | 11 | 345 | | |
| 総 計 | | 69 | 2,190 | | |

別表3 (第33条関係)

納付金の種類及び額

| | 3年課程 | 2年課程 |
|-------|-------------|-------------|
| 受験料 | 20,000円 | 20,000円 |
| 入学金 | 200,000円 | 200,000円 |
| 授業料 | 年額 360,000円 | 年額 440,000円 |
| 施設整備費 | 年額 132,000円 | 年額 165,000円 |
| 実験実習費 | 年額 66,000円 | 年額 82,000円 |
| 再試験料 | 1,000円 | 1,000円 |
| 証明手数料 | 200円 | 200円 |